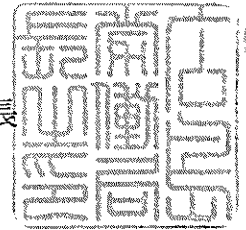




広労基発 1222 第 2 号
平成 28 年 12 月 22 日

関係団体の長 殿

広島労働局長



「Safe Work , Change Work HIROSHIMA」活動推進のお願いについて

日頃より、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

我が国が人口減少社会を迎える中、若者、高齢者、女性、障害者などすべての労働者が安全、安心に、かつ意欲を持って生き生きと働ける「全員参加型社会」を実現することが必要不可欠となっています。

このため、広島労働局におきましては、今後、労働災害のない安全・安心な職場づくり、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた働き方改革の推進及び安定した正社員雇用の実現に向けた取組などについて、さらに強力で推進することとしております。

そして、こうした取組の一環として、当局では、平成 29 年 1 月から「全員参加型社会」の実現に向けた広島労働局の取組について広く周知するとともに、広島県の企業が「日本一働きやすい職場」となるよう草の根運動を展開することを目的として、別添 1 のとおり、「Safe Work, Change Work HIROSHIMA」をキャッチフレーズに、当局独自のロゴマークを作成いたしました。

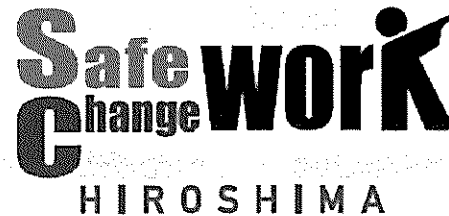
同キャッチフレーズの中の「Safe Work」は労働災害のない安全・安心な職場づくりを、また「Change Work」は働き方改革及び安定した正社員雇用の実現を広く訴えるものであります。

本ロゴマークは、労働災害のない安全・安心な職場づくり、長時間労働の抑制やワークライフバランスに実現等に向けた働き方改革、安定した正社員雇用の実現に向けた取組を目的とする場合には、別添 2 の同ロゴマークの使用取扱規定に基づき、各団体、企業、個人が自由にご活用いただけます。

つきましては、貴職におかれましては、その趣旨をご理解いただき、貴傘下の会員事業場に対し、「全員参加型の社会」の実現に向け、同キャッチフレーズ及びロゴマークが積極的に活用されますよう、広報誌への掲載や説明会等での周知など特段のご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、別添 3 の本ロゴマーク広報原稿案、リーフレット、マグネットシート、シールを送付いたしますので、併せて、ご活用ください。 (別添3は省略)





「Safe Work, Change Work HIROSHIMA」 ロゴマーク

広島労働局におきましては、すべての労働者が安全、安心に、かつ意欲を持って生き生きと働ける「全員参加型社会」を実現に向け、現在、労働災害のない安全・安心な職場づくり、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた働き方改革の推進、及び安定した正社員雇用の実現に向けた取組などについて、強力に推進しているところです。

そして、こうした取組の一環として、当局では、平成 29 年 1 月より「Safe Work, Change Work HIROSHIMA」をキャッチフレーズに掲げるとともに、専用ロゴマークを作成し、その活用、普及を通じ、広島県の企業が「日本一働きやすい職場」となるよう草の根運動を展開することといたしました。

本ロゴマークは、労働災害のない安全・安心な職場づくり、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた働き方改革、安定した正社員雇用の実現に向けた取組を目的とする場合には、同ロゴマークの使用取扱規定に基づき、各団体、企業、個人が自由にご活用いただけます。

本ロゴマークについては、広島労働局ホームページより無償でダウンロードできますので、使用取扱規程をご確認の上、ご活用いただきますようお願いいたします。

1 使用例

- ①事業所、現場等にロゴマークの掲示、②会社の方針などへのロゴマークの使用、③ヘルメット、作業着等へのロゴマークの貼付、④各種説明会、大会等でのロゴマークの使用、⑤ロゴマーク入り名刺の作成

2 参考

『 Safe Work 』は、『労働災害を防止し “安全・安心” な職場を実現する』との意思を示すもので、国連の専門機関である ILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

『 Change Work 』は、『働き方改革及び安定した正社員雇用の実現』を促進するためのフレーズです。

また、Work の「k」の文字は、安全確認のための指差呼称をする人物を模したものであるとともに、広島県の企業が「日本一働きやすい職場」となる目標を指し示したものとしております。

背景のマークは、広島県の北に位置する中国山地と南に位置する瀬戸内海をイメージしてデザインしたものとしております。

「Safe Work, Change Work HIROSHIMA」ロゴマーク使用取扱規程

平成29年1月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「Safe Work, Change Work HIROSHIMA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働災害のない安全・安心な職場づくり、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた働き方改革、安定した正社員雇用の実現などを目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 広島労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。
- 三 労働関係法令及びその他各種法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。
- 五 暴力団、暴力団員またはそれらと社会的に非難されるべき関係を有しているおそれがあるとき。
- 六 その他その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、広島労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、広島労働局長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年1月1日より施行する。

広島労働局長